

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、1.経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる意思決定と有効かつ効率的な業務遂行による企業価値の向上、2.株主に対する経営の透明性、3.コンプライアンス重視、を目指したコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と認識しております。また、コーポレート・ガバナンス充実強化に向けて、継続的に体制整備に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
瀧澤 さよ	2,773,400	19.39
瀧澤 一郎	753,500	5.27
株式会社 リそな銀行	610,300	4.27
瀧澤 豊	564,200	3.95
日本アンテナ社員持株会	406,018	2.84
横山 惣三郎	365,000	2.55
株式会社 みずほ銀行	339,264	2.37
第一生命保険株式会社	337,000	2.36
昭和リース株式会社	336,000	2.35
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティール ジャスデック アカウント	324,300	2.27

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

特になし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影

特別な事情はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門と情報交換に努め、必要に応じて監査に立会うなど連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保することにより、内部監査室による内部監査の結果については、社外監査役にもその都度報告する体制となっております。監査役は、定期的に会計監査人と意見交換、情報聴取を行い、監査の経過、内容につき報告を受け、会計監査の方法及び結果について逐次把握するようしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
香月 裕爾	弁護士									○	
仲井 一彦	公認会計士									○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由 (独立役員に指定している場合は、 独立役員に指定した理由を含む)
香月 裕爾		当社が顧問契約している法律事務所の弁護士であります。	監査体制の強化。特に法律専門家として当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であり、また客観的立場から適切な監査が行えるためであります。
仲井 一彦	○	公認会計士・税理士であります。	監査体制の強化。特に公認会計士・税理士であり、会計専門家として当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であり、また同氏と当社との間には利害関係がないことから独立性が保たれており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、月定額報酬としております。この他に業績に応じて役員賞与を考慮しておりますが、他の特別なインセンティブの付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書に社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。2010年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)における役員報酬は以下のとおりです。
取締役11名(社外取締役を除く):156,700千円、監査役1名(社外監査役を除く):12,357千円、社外役員2名(社外監査役):9,222千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの月額報酬の上限額(取締役:月額:190万円以内、監査役:月額300万円以内)を決定しております。
各取締役の月額報酬は、当社の業績や社会・経済情勢等を慎重に勘案した上で、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役が必要とした場合は、監査業務の支援のため補佐するスタッフを置くこととしております。また、取締役会の開催に際し、法的重要案件等については事前に監査役に情報を提供・説明し、監査役の適切な意見・アドバイスを受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社は、取締役会を経営の基本方針及び経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視・監督を行う機関と位置づけ、毎月1回の定例開催及びより機動的な臨時開催により、重要事項をすべて付議し、十分な情報・資料をもとに慎重な討議を経た上で決議を行っております。
- ・常務会は、原則毎月1回開催され、取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役が出席し、取締役会の基本方針に基づき、会社経営及び各業務運営管理に関する重要な執行方針を弾力的かつ迅速に協議決定しております。
- ・当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は3名で構成されており、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名(うち独立役員1名)であります。監査役は、全員取締役会に出席し、また、常勤監査役については他の業務執行に関する会議にも出席し、また、適切な監査も行ってあり、取締役の職務執行状況及び当社の業務執行状況を十分監視できる体制となっております。
- ・内部統制の面では、内部監査室による計画的な監査の実施により、業務活動の妥当性や法令等の遵守状況のチェックを行い、内部統制の徹底を図っております。内部監査の結果については、監査役にその都度報告する体制となっております。
- ・会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
当事業年度において業務を執行した同監査法人等の公認会計士の氏名及び監査業務に関わった補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名
業務執行社員:唐澤洋、東田夏記、入江秀雄

会計監査業務に関わった補助者の構成
公認会計士12名、その他12名

当事業年度における監査公認会計士等に対する監査証明業務に基づく報酬は42,500千円であります。

(注)その他重要な報酬の内容

当社の連結子会社であるニッポンアンテナ(ヨーロッパ)LT.D.及び上海日安電子有限公司は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームに対して、監査業務等に基づく報酬を計上しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役が取締役会に出席し、企業法務、財務会計に関する専門的知識、豊富な経験と客観的な視点から、取締役の意思決定及び業務執行に対する監視を行っており、独立的な立場からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページで公表しております。 http://www.nippon-antenna.co.jp/ir/policy/disclosure.html	
IR資料のホームページ掲載	情報の種類:決算公告、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、財務情報、適時開示資料等 http://www.nippon-antenna.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:管理部 IR担当役員:取締役管理本部長 清水 重三 IR事務連絡責任者:管理部長 横山 豊	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境活動方針及び行動指針を作成しホームページで公表しております。 http://www.nippon-antenna.co.jp/corporate/eco/

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、必要な体制の整備を進めております。体制整備の状況は次のとおりです。

- 「取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」
取締役及び従業員の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス担当取締役を置くとともに関係規程の制定・整備を行い、さらに行動指針や法令等遵守状況を確認し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っております。
- 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」
取締役の職務執行に係る文書については適正に記録し「文書管理規程」等に従い適切に保存及び管理を行っております。
- 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しております。また、定期的に各事業部門長より業績のレビューと改善策を報告させ、効率的な業務遂行体制を構築しております。
- 「当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制」
子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に従い運用するものとし、子会社において損失の危険その他コンプライアンスに関する重要な事項が発見された場合には、遅延なく取締役会及び監査役に報告される体制になっております。
- 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
管理本部担当取締役をリスク管理総責任者と定め、各部門担当取締役と共にカテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の諸規程に加え必要なリスク管理諸規程を整備しております。
- 「監査役職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項」
監査役が必要とした場合は、監査役の支援のために補助すべき使用人を置くことができることとしております。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないことになっております。
- 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」
取締役及び従業員はグループ各社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役会に都度報告するものとし、また監査役の要請に応じて必要な事項の報告及び情報提供を行っております。
- 「その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び他の業務執行に関する重要会議に出席しております。また、会計監査人、内部監査部門等と情報交換に努め、連携して当社企業グループの監査の実効性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応しております。
- 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について
当社は、反社会的勢力の経済活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。
 - 対応部署の設置
総務部を対応統括部署とし、不当要求などの事実ごとに関係部門と協議のうえ対応しております。
 - 外部の専門機関との連携
所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と平素から連携しております。また、(社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、同会の指導を受けるとともに、情報の共有化を図っております。
 - 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
総務部が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。
 - 対応規程等の整備状況
「コンプライアンス基本規程」、「コンプライアンス行動指針」に明記するとともに、「コンプライアンス行動指針」については役員ならびに全社員に配布し、周知・徹底を図っております。
 - 研修・教育活動の実施
コンプライアンス委員会の定例開催など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべく、平素より啓発活動に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はございません。

【 参考資料：模式圖 】

